

平成27年3月25日

のびゆくこどもプラン 小金井（仮）素案に対する意見及び検討結果について

市民参加条例第15条の規定による「のびゆくこどもプラン 小金井（仮）素案」に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記のとおり公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、子育て支援課（市役所第二庁舎3階）、児童青少年課（同4階）、情報公開コーナー（同6階）、市立保育園各園、学童保育所各所、公民館各館、福社会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センターで公表いたします。

記

- 1 施策の名称        のびゆくこどもプラン 小金井（仮）素案
- 2 意見募集期間     平成27年2月2日から3月2日まで
- 3 意見の提出状況   7人・20件
- 4 提出された意見と検討結果  
別紙のとおり
- 5 問合先  
小金井市子ども家庭部子育て支援課子育て支援係  
電 話   042-387-9836  
FAX   042-386-2609

## 寄せられた意見と検討結果

※ 意見は提出者ごととなっています。

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	<p>「のびゆくこどもプラン小金井」という立派な名前、素晴らしいと思います。</p> <p>しかし、P 3 9、「5才までの児童人口は平成28年度をピークに…」という文章に今後の小金井市の考え方が全て詰まっているように感じました。</p> <p>H 2 8をやりすごせば、待機児童問題は解決すると考えているようにしか見えません。認可保育園を新設する動きは見られず、保育士も非正規職員で繋いでやりすごす…「こども」の事を本当に考えているのか、と不安になります。</p> <p>このデータに乗るのではなく「こども」が減少しないような、プランを策定する事が今後の小金井市にとって必要なのではないのでしょうか？</p> <p>またP 2 9の一時保育「利用していない」が多く感じますが、「利用したくてもできない」というのが多いのではないのでしょうか。</p>	<p><b>【計画期間の年齢別児童数の推計について】</b></p> <p>ご意見いただきました項目は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める上での基礎データとともに、その特徴を文章にしたものです。P. 4 0以降の教育・保育の「2 提供体制の確保と実施時期」に待機児童解消に向けた考え方と方策をお示ししています。平成27年度に向けて、認可保育所の1園新設、私立認可保育所の増改築による定員拡充、認証保育所から認可保育所への2園移行、地域型保育事業の充実等により待機児童の解消に向けて取組みを進めています。平成28年度以降も計画的な整備を進め、計画期間中の待機児童解消に取り組んでいきます。また、「子どもの幸福と権利保障」を本計画全体を貫く理念としており、P. 4 4に掲載の「教育・保育施設の質の向上」に取り組んでいきます。</p> <p><b>【一時保育について】</b></p> <p>ご意見いただきました項目は、本計画を策定するにあたり平成25年12月に実施したニーズ調査の結果概要を掲載しており、ご意見の「不定期の教育・保育事業の利用について」は、現在の利用状況の他に今後の利用希望も調査をしており、利用希望を基にP. 5 0「一時預かり事業」で今後の確保の方策を定めています。ニーズ調査でも一時預かり事業の予約の取りづらさに対する声が寄せられており、今後の保育施設の整備と併せて一時預かり事業の実施を検討してまいります。</p>

<p>2</p>	<p>平成13年3月に初めて策定された「のびゆくこどもプラン 小金井」は、当初から「3年ごとの見直し」が明記され、推進状況がチェックされ、法律の変更にも対処してきました。今回、「子ども・子育て支援新制度」となり、13事業が別立てとなったために、施策の取組み（第4章）の事業項目が大幅に書き換えられましたが、その中には13事業や事業計画の項目には含まれていないのではないかと、大きな危惧をいただいています。その点からの意見です。特に経済的援助は継続されている筈なのに、削除されたのはおかしいと思います。</p> <p>①前回のプランで挙げられていたものが、今回名称として明記されていないもの（数字は平成24年3月に評価を受けたときのものです）</p> <p>※この判では「障害」の表記になっているのでそのまま書きますが、今回「障がい」に変更になったのは良いことと思います。</p> <p>1-①① 1. 推進体制の充実と関係者の連携・協働  (2)② 6. 保育所、学童保育所等施設の開放  (3)① 1. 母子援助事業  2. 乳幼児医療費助成  3. 児童手当  4. 小金井市児童扶養手当  7. 就園奨励費の補助事業  9. 保育料減免  1 1. 義務教育就学猶予免除者等教育助成  1 2. 要保護及び準要保護児童生徒就学援助  1 3. ひとり親家庭医療費  1 4. 障害児福祉手当（国制度）  1 5. 心身障害者福祉手当  1 6. 特別児童扶養手当（国制度）  1 7. 義務教育就学児医療費助成  ③ 6. 施設ボランティアの養成</p>	<p>【施策の取組み（第4章）の事業項目削除（ご意見①）について】</p> <p>本計画P.56から始まる第4章「子ども・子育て支援施策の取組み」は、前計画である「のびゆくこどもプラン 小金井」（小金井市次世代育成支援後期行動計画）に掲載されている事業項目をベースに、小金井市子ども・子育て会議の前身である「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議で実施した掲載事業の進捗状況点検・評価の審議状況等を勘案し、以下の3点の視点に基づいて整理を行いました。各事業項目の詳細については、別添資料をご覧ください。なお、休日保育は、子ども・子育て支援新制度において、通常保育における質の改善として整理されていることから、本計画でもP.38から始まる第3章第2節「教育・保育施設の充実」の中で対応するものと考えています。</p> <p>(1) 同事業であるにも関わらず、何度も重複して掲載されているため、計画策定後の点検・評価を行うにあたっての障がいとなっていることから、重複事業は主たる目的となる施策の方向に整理、統合する。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度の事業計画として他章に掲載されている事業は重複することとなるため整理する。</p> <p>(3) 本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画も兼ね備えたものとしています。同法の行動計画策定指針は妊娠・出産から思春期まで対象を幅広く捉えており、本市における子どもと子育て家庭に関する総合的な計画としての考え方とも合致することから、指針の視点を勘案して整理する。</p>
----------	--	---

<p>2</p>	<p>1 1. 育児支援ヘルパー  ☆目標値は「拡大」になっていますか？</p> <p>④ 2. 休日保育（1 3 事業には延長保育しか含まれていません）</p> <p>4. 認可保育所での障害児保育</p> <p>5. 保育所、幼稚園での障害児巡回指導</p> <p>1 0. 保育室の認証保育所への移行支援</p> <p>1 1. 保育サービスの質の向上</p> <p>(4)① 2. 母子福祉資金の貸付</p> <p>3. 母子家庭相談事業</p> <p>4. 母子生活支援施設への入所支援</p> <p>5. 母子緊急一時保護</p> <p>8. 児童育成手当</p> <p>9. 児童扶養手当</p> <p>(5)① 2. 障害児通所訓練事業  ☆新版の児童発達支援センター事業には「通所訓練部門」の明記がないのは問題です。</p> <p>4. 心身障害者（児）通所訓練等運営費補助  ☆「推進」になっています。</p> <p>6. 心身障害者（児）ホームヘルプサービス事業  ☆「継続」</p> <p>7. 心身障害者（児）介護人派遣事業</p> <p>9. 日曜クラブへの支援</p> <p>1 0. 障害児のグループ活動への参加促進</p> <p>1 1. 心身障害児童生徒学校外活動</p> <p>1 2. 障害者（児）水泳教室</p> <p>1 3. 障害者計画等の策定・改定  ☆2 0 年度に実施となっているが、次の（今回の）計画の中で改訂はしないのか？</p>	<p>【年末保育（ご意見②）について】  貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>【私立幼稚園等保護者助成の担当課（ご意見③）について】  子ども・子育て支援新制度のスタートに当たり、円滑な事務の実施が可能な体制の整備として、幼稚園と保育所窓口の一元化が求められています。本市は、平成27年度より幼稚園と保育所の一元的な窓口として保育課が所掌する予定で準備を進めており、私立幼稚園等保護者助成の担当課も保育課に変更いたします。</p> <p>【1号認定の確保の内容（ご意見④）について】  ご意見をいただきましたとおり、1号認定について計画最終年度である平成31年度において概ね35%程度を市外の幼稚園で確保する内容となっており、市内の施設での確保数が必要利用定員総数（量の見込み）に不足しており課題と認識しています。しかしながら、多摩26市で見ても、幼稚園新設が平成12年（2000年）以降3園しかなく、新設を見込むことが難しい状況です。既存施設の認定こども園への移行や新設の際の受入れ体制づくりを進めるとともに、保育施設の整備による保育施設の利用をあきらめている2号認定の受入れ、幼稚園各園のご理解をいただきながら多くの子どもが地域の施設に通える体制を整えていきます。</p>
----------	---	---

2

- 15. 障害のある幼児・児童の図書館利用の促進
- 16. 子どもの発達相談と福祉サービスの充実  
☆内容が「ネットワークの充実」とありますので今回も維持すべきと考えます。

- 3-(5)①1. 一人ひとりを大切にしたりゆとりある教育
- 2. 幼稚園、保育所、小中学校の交流と連携
- 4. 私立幼稚園協会補助金
- 5. ノーマライゼーションの普及
- 8. 特別支援ネットワーク協議会

- ②7. 小中学校に案全員の配置
- 8. 不審者対策のセーフティ教室

- ③2. 青少年体験・交流事業
- 6. 地域人材リストの作成
- 7. まなびあい出前講座

- (6)①1. 保育、教育関係者、子育て支援関係者の各種研修
- ②2. 子ども向けの広報活動

②「年末保育」は検討されないのでしょうか。

③第4章、第3章の①2「私立幼稚園等保護者助成」が保育課の担当になっているのは何故でしょうか？市内の私立幼稚園で新制度に移行するのは1園しかない筈ですが？

④1号認定の子どもの確保の内容が、35%前後も市外の幼稚園に依存しているのは、望ましいことではないのでしょうか。

⑤3号認定については平成27年度でも150人以上の待機児がでることになっています。これについて述べます。

**【3号認定の確保の内容（ご意見⑤）について】**

ご意見をいただきましたとおり、児童人口は減少する見込みであるものの保育ニーズの高まりにより保育施設入所希望が大きく減少することは無いと認識しています。保育施設の必要利用定員総数（量の見込み）を算出するに当たっては、ニーズ調査の保育施設利用希望、過去の申込実績数値を基に潜在的ニーズを見込んで算出いたしました。

なお、認可保育所利用申請状況（1次募集）は以下のとおりです。（数値はいずれも前年度12月時点）

入所年度	実申込者数 (A)	募集数 (B)	差引き (B-A)
平成27年度	799人	414人	▲385人
平成26年度	806人	296人	▲510人
平成25年度	705人	290人	▲415人

**【子どもの権利の普及（P58. ①1）について】**

事業項目「子どもの権利の普及」では、事業内容を「子どもの権利に関する条例」についての周知・広報を行うとしています。小中学校を通じたパンフレットの配布により周知・広報を行っており、今後も継続していくとともに、その他の機会を捉えて取組んでまいります。

<p>2</p>	<p>15年程前、小金井市は当時から保育所普及率は20%を切り、待機児は120人前後を推移していました。この頃設置された児童福祉審議会の答申でも「小金井市に於ても0～5才人口が減り続けているとはいえ、待機児は一向に減っていません」と指摘されています。つまり、未就学児童数と保育所入所希望者数はイコールではない、リンクしないということが、明記されているのです。当然のことです。</p> <p>それにも関わらず、その後も子どもの出生数が減るからということを根拠に保育所の整備をしておかなかったことが、現在の待機児を生じさせていると言えるでしょう。待機率はこの頃から17.4%、12.3%、12.0%と都内で1、2を争い続けてきました。今回の量の見込みについても平成28年をピークに年少人口が減少するという推計から、必要利用定員総数を導き出しているものとしています。この事の可否について、素人である一市民が問題点を指摘することは不可能です。ですから、27年度の過不足（0才27人、1・2歳125人）というのが、現在出ている保育所入所内定者から導き出される待機児童数と比べてどうなのかという点を、是非、3月の子育て会議の中で検証して下さい。</p> <p>P58. ①1 子どもの権利の普及 内容から「市報」が抜けているが、市報の広報効果は大きいので、復活を望みます。</p> <p>2 子どもオンブズパーソン H17年からずっと「実施を含め検討」が続いています。早急に実施を願います。</p> <p>P60. ③1 虐待対応事業 事業内容の部分に対する意見。小学校区毎にきめ細かく顔の見える対応をする為に小学校、保育園を含めたネットワークを立ち上げて下さい。</p>	<p><b>【図書館事業（P63. ①3）について】</b> 事業項目「図書館事業」について、前計画に掲載のあった中学生の職場体験と職場訪問は、各学校からの申入れにより実施しているものであり、図書館主催の実施事業ではないことから、受入れは継続して実施しているものの実績からは削除としました。</p> <p><b>【思春期相談（P70. ③6）について】</b> 事業項目「思春期相談」では、前計画に健康課を担当課として掲載していましたが、その内容は東京都実施事業であったため、担当課から健康課を削除いたしました。</p> <p><b>【その他事業実績の進捗状況に対するご意見について】</b> 事業実績に対する進捗状況の点検・評価は、平成27年度以降も引き続き子ども・子育て会議において審議いただく予定であり、審議に当たって参考とさせていただきます。</p>
----------	--	---

2	<p>P 6 3. ①3 図書館事業 参加人数が減っているのは広報不足でしょうか？東分室のお楽しみ会1回3人は特に心配。又、中学生の職場体験と職場訪問はなくさいで欲しい。</p> <p>P 7 0. ③6 思春期相談 継続となっているのに健康課が抜けたのは何故か？</p> <p>P 7 1. ①1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 利用世帯が減っているのは何故か？</p> <p>P 7 2. ①4 ひとり親家庭を対象～ 「母子」の表記から「ひとり親」に変更したのは良い。</p>	
---	---	--

<p>3</p>	<p>3章 子ども・子育て支援事業計画 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実 1 (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育） について</p> <p>【低学年】量の見込みが、平成27年度から著しく乖離する事が考えられます。</p> <p>本プランでは平成27年度の低学年利用見込みが740人で試算されておりますが、実際の入所申請者数は847人となっている様子です。 既に100人以上もの超過であり、これは5年後の平成31年度の見込み数832人をも上回っている状況です。 これまでも大規模化への対応、設備の更新、計画的な建替え工事を実施して頂き、希望者全員の入所を維持して頂いている事について、我々学童利用者としては非常に感謝しております。 しかしながら、プラン初年度からここまでの乖離が発生している事実は無視できることでは無く、速やかに施設の拡充を図って頂く事を期待しております。（※添付ファイル参照） また、現実に合わせた量の見込みで試算し直して頂きたく存じます。 定員超過となっている学童保育所については、隣接する小学校との連携を図り、空き教室の有効的な活用も含めた学童保育所の運営を検討する必要があると感じております。 例えば、狭隘化しているほんちょう学童などでは、施設拡充策として、公務員宿舎の国有地の空きスペースの利用について、国と協議する等の工夫も考えられます。 現在、小金井市の保育園においては、多摩地区の中と比較しても待機児童数が非常に多い状況です。 さらに、武蔵小金井駅南口再開発により大規模マンションが建設されると、利用者の増加が想定されます。 つまり、今後学童保育所の利用者数は減少する事は想定できず、且つ、見込み量を大幅に上回る利用希望者が恒常的に存在する事が考えられます。</p>	<p>【放課後児童健全育成事業（学童保育）について】</p> <p>計画の策定に当たっては、基準となる年度までのデータを基に策定する必要がありますが、本計画案はニーズ調査を実施した平成25年度を基準としています。特に第3章の子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法第61条の規定により市町村において定めるものとされており、平成26年度中に策定をする必要があることから、現時点での見直しは難しい状況です。策定後の点検・評価に当たっては、計画上の数値のみならず、実態との乖離を踏まえ点検・評価を行うとともに、ニーズの状況を確認したうえで、計画見直しのタイミングを図っていきます。その他ご意見は貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
----------	---	--



3	<p>学童保育所内における児童一人当たりのスペースは、安全に保育をする上で必要不可欠な要素となりますので1.65平米を下回ることを無のような対応をお願いしたく存じます。</p> <p>高学年の学童保育所利用については、当面の間利用する事が出来ない事となるかと存じます。</p> <p>しかしながら、共働き家庭にとって子どもの放課後の過ごし方は不安がつきものです。</p> <p>学童保育所の利用が困難な状況を理解した上で、放課後子供教室を毎日利用できる様に拡充を図って下さい。</p> <p>また、地域によっては児童館の利用が不便な場合もありますので、放課後の高学年の遊び場として児童館事業の拡充も検討して下さい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
---	--	--

寄せられたご意見3 添付資料

3

小金井市学童保育所入所児童数推移

学童名(定員)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
たまむし学童(90)	86	76	76	72	96	91	97	92	104
あかね学童(120)	96	98	107	98	99	109	112	124	142
ほんちょう学童(60)	52	58	50	55	54	55	62	69	79
さくらなみ学童(110)	73	74	78	97	94	92	99	112	98
さわらび学童(90)	77	71	72	77	78	61	71	65	80
たけとんぼ学童(90)	73	68	69	74	76	81	93	106	110
まえはら学童(90)	78	74	65	78	68	64	62	70	81
みどり学童(80)	75	82	85	82	72	80	69	76	70
みなみ学童(60)	56	54	60	62	71	62	61	77	83
総計(790)	666	655	662	695	708	695	726	791	847

※H27は入所児童数見込み

前年度推移(例:H27÷H26)

学童名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
たまむし学童	88.37%	100.00%	94.74%	133.33%	94.79%	106.59%	94.79%	94.85%	113.04%
あかね学童	102.08%	109.18%	91.59%	101.02%	110.10%	102.75%	110.71%	114.52%	
ほんちょう学童	111.54%	86.21%	110.00%	98.18%	101.85%	112.73%	111.29%	114.49%	
さくらなみ学童	101.37%	105.41%	124.36%	96.91%	97.87%	107.61%	113.13%	87.50%	
さわらび学童	92.21%	101.41%	106.94%	101.30%	78.21%	116.39%	91.55%	123.08%	
たけとんぼ学童	93.15%	101.47%	107.25%	102.70%	106.58%	114.81%	113.98%	103.77%	
まえはら学童	94.87%	87.84%	120.00%	87.18%	94.12%	96.88%	112.90%	115.71%	
みどり学童	109.33%	103.66%	96.47%	87.80%	111.11%	86.25%	110.14%	92.11%	
みなみ学童	96.43%	111.11%	103.33%	114.52%	87.32%	98.39%	126.23%	107.79%	
総計	98.35%	101.07%	104.98%	101.87%	98.16%	104.46%	108.95%	107.08%	

3年前からの推移(例:H27÷H24)

学童名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
たまむし学童	83.72%	126.32%	119.74%	134.72%	95.83%	114.29%			
あかね学童	102.08%	101.02%	101.87%	114.29%	125.25%	130.28%			
ほんちょう学童	105.77%	93.10%	110.00%	112.73%	127.78%	143.64%			
さくらなみ学童	132.88%	127.03%	117.95%	102.06%	119.15%	106.52%			
さわらび学童	100.00%	109.86%	84.72%	92.21%	83.33%	131.15%			
たけとんぼ学童	101.37%	111.76%	117.39%	125.68%	139.47%	135.80%			
まえはら学童	100.00%	91.89%	98.46%	79.49%	102.94%	126.56%			
みどり学童	109.33%	87.80%	94.12%	84.15%	105.56%	87.50%			
みなみ学童	110.71%	131.48%	103.33%	98.39%	108.45%	133.87%			
総計	104.35%	108.09%	104.98%	104.46%	111.72%	121.87%			

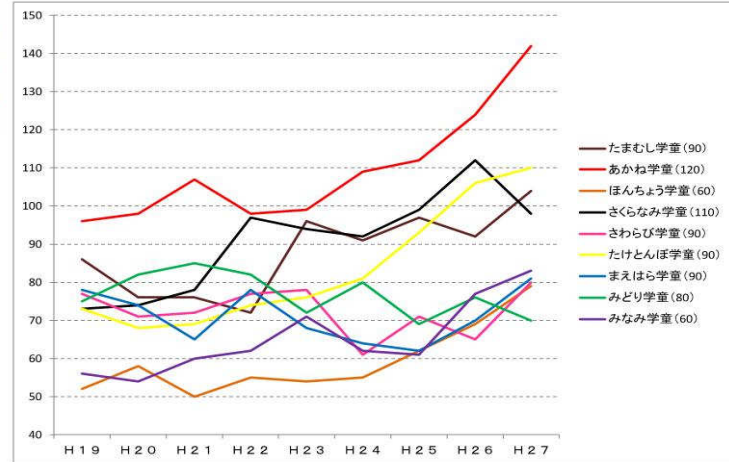
年齢別人数と、学童入所率 並びに今後(H28以降)の入所者数想定

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳~5歳	5070	5106	5373	5495	5654	5741	5797	5806	5753	5724	5651
6歳~8歳	2736	2706	2738	2608	2516	2531	2577	2661	2773	2830	2899
学童保育所入所児童	662	695	708	695	726	791	847	901.22	966.88	1015.06	1068.79
6歳~8歳の入所率	24.20%	25.68%	25.86%	26.65%	28.86%	31.25%	32.87%	33.87%	34.87%	35.87%	36.87%
伸び率		1.49%	0.17%	0.79%	2.21%	2.40%	1.62%	H28以降は、年次1%の入所率UPで試算			
市價の見込み量							740	764	796	812	832
考えられる差分							107	137.2188	170.8806	203.0552	236.7939

H27年度  
希望者-定員

14
22
19
-12
-10
20
-9
-10
23
57

入所児童数推移グラフ



← 子ども子育て会議資料より  
 ← 子ども子育て会議資料より  
 ← H27までは実数。H28以降は想定値  
 (単純に年次1%UPとは考えられないが)  
 ← 子ども子育て会議資料より  
 ← とりあえず、H27時点から107名の想定値超過

番号	寄せられた意見	意見に対する検討結果
4	<p>目標 5①-8 特別支援教育 について</p> <p>普通級での支援をもっと充実させて下さい。 支援級からの交流を実施する場合、普通級の教員の障がいに対する理解、配慮がなければ交流としての意味をなしません。その為には普通級教員への研修をさらに拡充して下さい。 各校に最低一名の支援員を配置して下さい。</p> <p>目標 4 ②-7 児童発達支援センター事業 について</p> <p>放課後等児童デイサービスで入所の希望者が多く待機がでていると聞いています。未就学児と違い、学校と並行しての療育は時間も限られており、また小金井市内の療育機関は多くありません。一人でも多くの希望者を受け入れる為、時間の延長や土曜日の開所を検討して下さい！</p>	<p>【特別支援教育について】</p> <p>特別支援教育については、P. 7 2 事業項目「小中学校特別支援学級」、P. 7 5 事業項目「特別支援教室」において特別支援教育の環境充実を掲げており、今後も研修や支援員の配置に対応していきます。</p> <p>【児童発達支援センター事業について】</p> <p>放課後等児童デイサービスの待機児童問題は課題として捉えています。現在、平成27年度から29年度までの第4期障害福祉計画を策定しているところであり、計画に基づいて検討していきます。</p>

<p>5</p>	<p>中学生と小学生の子どもがいます。 とてもよい案だともおもいますが、PR 不足、内容が細かく把握しきれません。 もっと項目ごとにわかりやすく、意見をもとめてください。</p> <p>小金井市は子どもの人口減っている、とはいいいながらも他地区に比べると、兄弟が複数いる家庭が多いです。 複数いる家庭への補助などをもっと充実させてください。 医療費や児童手当の所得制限撤廃も求めます。 待機児童問題は保育所、学童ともに最重要課題ですが、財政難の市で箱ものを新たに確保することは難しく、少子化が進めばゆくゆくは不要となります。 そこで既存の建物、市内小中学校の空き教室、大学の施設や敷地等を有効活用してください。</p> <p>青少年の居場所作りをもっと推進してください。 児童館の数が足りません。 遅い時間まで過ごすことが出来ません。 川崎の中一殺害事件なども、もっと安全な居場所があれば防げたかもしれません。 中高生が繁華街などでたむろったりすることなく、気軽に集える居場所が必要です。 これも新たな施設確保が難しければ、中学の教室空きなどを解放してもいいと思います。 緑中の放課後カフェを参考にしてください。</p> <p>全文はとても理解しきれませんので、気づいた点だけ提案させていただきました。 どうぞよろしくお願いします。</p>	<p><b>【多子世帯等の経済的負担軽減について】</b> 各種医療費助成や児童手当については、国や都の制度に基づいて実施をしています。ご意見いただきました制度の充実については、必要に応じて国や都に働き掛けていきます。</p> <p><b>【待機児童対策における既存施設の有効活用について】</b> ご意見をいただきましたとおり、施設の整備及び事業の実施に当たって、効率的な整備・運営の視点には必要な視点です。今後の整備・運営の際には、子どもの最善の利益を基本に、本視点を踏まえながら検討をいたします。</p> <p><b>【青少年の居場所について】</b> 青少年の居場所は本計画を策定するにあたり平成25年12月に実施したニーズ調査においても様々なご意見をいただいております。本計画においてもP.9「7 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性」の中で地域青少年の居場所の拡大を課題としています。貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
----------	--	--

<p>6</p>	<p>P 5 1 の「保育園等における一時預かり」の量の見込みと確保の方策方針について        けやき保育園では一時保育を実施しています。26年度の登録者数は258人。        就労等でご利用の方は週に3日まで、私的利用の方は月に2日利用することができ、        緊急枠を含め、一日の定員は10人です。        指摘されている通り、キャンセル待ちがいつばいで予約がなかなか取れない実態が        あります。3か月分の予約を申し込む定期利用の抽選会では毎回30人以上の人が        並び、翌月の予約を取る私的利用の電話申し込みは初日開始から45分でキャンセ        ル待ちになってしまう状況です。        保育所が増えれば一時保育のニーズは減っていくだろうという見込みが示されて        いましたが、私的利用のニーズは今後さらに増大することが予想されます。産後鬱        や育児ストレスの訴えが増えていること、母親の受診、兄弟の受診や入院、兄弟の        保護者会では乳幼児の同伴を断ることが一般的になっていること、子どもを預けたり、        預かっただけの関係が築きにくいなど、これらの傾向は今後ますます強まると予        想されます。        以上のことから、一時保育事業の量の増大策は急務と考えます。</p>	<p>【一時預かり事業の量の見込みと確保の内容、方針について】        本計画を策定するにあたり平成25年12月に実施したニーズ調査に        おいて一時預かりの予約の取りづらさに対する声は寄せられています。        一時預かり事業の平成25年度利用実績15,200人のうち、待機児        童の中心となっている1・2歳児の利用が11,172人と全体の73.        5%を占めています。また、非定型的及び定期利用の合計は9,387        人と全体の61.8%を占めていることから、保育所の待機による一時預        かりの利用が推定されます。子育て家庭の子育て負担軽減には一時預か        り事業は有効であり、私的、緊急一時預かりの充実等を今後の課題とし        ています。保育施設の整備とともに一時預かり事業を今後も検討してい        きます。</p>
----------	--	--

7	<p>子どものいる世帯の平均児童数が 2.0 を割り、ゆっくりとさらに下降しているグラフは大変ショッキングな数字です。安心して子どもを産み、育てられる町づくりが緊急の課題だと警鐘していると思います。新制度の下、多くの懸念が前回のパブコメで出される中、積極的な施策は見当たらず、国に準じて行うといった消極姿勢が示されていると感じます。P42 の「確保の方針」では、乳児の保育ニーズの解決は、小規模保育や家庭的保育事業の「整備」による確保がまず最優先に謳われています。どういう文言で飾られても、低コストで切り抜けようという施策ですから、せめて整備については子どもの成長発達を十分に保障する観点からも、家庭的保育事業では、3 人の子どもから 2 人の有資格保育士配置をしてください。また、子どもの遊び環境、食環境に伴う設備の充実と研修の充実は必須です。これまでと同様の状況下では新制度でいう質の向上を確保していくことはできないでしょう。</p> <p>また、小規模保育では、問題の多い B、C 型は導入しない市の姿勢を求めます。この点では、国は自治体に推進を求めているわけではなく、全国の中ではやらないというところも出ています。</p> <p>子育て支援が充実する中で、子どもの人口推移は統計とは異なる状況もうまれます。目先でなく、ずっと先を見通した住みよい町にするためにも、ちゃんとした認可保育園作りをメインにした計画が出されることを期待いたします。</p>	<p><b>【2号認定、3号認定の確保の方針について】</b></p> <p>ご意見いただきました確保の方針について、待機児童の9割を占める0～2歳までの解消策として、機動的に対応するために小規模保育事業や家庭的保育事業に代表される地域型保育事業の整備を行うとともに、認可保育所の新設を含めた定員拡充や認定こども園の整備を行う等、それぞれの施設の特徴を踏まえて喫緊の課題である待機児童の解消に向けた対策を講じることにしています。平成27年度に向けて、認可保育所の1園新設、私立認可保育所の増改築による定員拡充、認証保育所から認可保育所への2園移行等取組みを進めるとともに、計画期間中に特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園）の定員を270人増やす計画としています。</p> <p><b>【小規模保育事業について】</b></p> <p>地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）の基準について、子ども・子育て支援新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育事業などでは有資格でなくてもよい事業類型があり、「例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を・・・全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません（平成27年1月自治体向けFAQ第6版【基準】参照）。」とあるように、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとしています。</p>
---	---	--